

○国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センターの  
診療等従事者に関する細則

〔平成 24 年 5 月 30 日〕  
細 則 第 3 号

国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療等従事者に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター規程（平成 17 年規程第 6 号）（以下「センター規程」という。）第 4 条第 3 号の規定に基づき、学長が適当と認める診療等従事者について必要な事項を定めるものとする。

(診療等従事者)

第 2 条 保健科学部附属東西医学統合医療センター（以下「センター」という。）における学長が適当と認める診療等従事者は、当該診療等の免許を有するものであって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学大学院技術科学研究科保健科学専攻に在籍する者
- (2) センター研修生（センター規程第 10 条に規定する研修生）
- (3) 視覚障害系支援課の技術職員
- (4) 臨床実習に関連する科目の授業担当のために、教育研究評議会の議を経て学長が選考した非常勤講師
- (5) 教育研究評議会の議を経て学長が選考した非常勤医師

第 3 条 前条第 1 号に規定する者にあつては、技術科学研究科保健科学専攻における臨床実習及び指導教員が行う研究指導に限るものとする。

- 2 前条第 2 号に規定する者にあつては、センター規程第 4 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者とのグループ編成により従事する場合に限るものとする。
- 3 前条第 3 号に規定する者にあつては、保健科学部保健学科及び技術科学研究科保健科学専攻における臨床実習の補助に限るものとする。
- 4 前条第 4 号に規定する者にあつては、臨床実習を行う授業においてセンター規程第 4 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者とのグループ編成により従事する場合に限るものとする。

附 記

- 1 この細則は、平成 24 年 5 月 30 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則の制定に伴い、国立大学法人筑波技術大学保健科学部附属東西医学統合医療センター規程第 4 条第 3 号の運用について（平成 17 年 10 月 3 日制定）は廃止する。